

(1) 概要

- ◆ 前期高齢者交付金について、国から示された確定係数をもとに事業費納付金算定システム（以下「システム」という。）を用いて算出した額と、1月9日付で社会保険診療報酬支払基金が公表した「前期高齢者交付金額等算定シミュレーション」（以下「シミュレーション」という。）を用いて算出した額において、システムのプログラム（仕様書含む）設定の誤りにより、大きな乖離が生じている旨、令和8年1月28日付けで国から連絡があったところ。
- ◆ その結果、大阪府における令和8年度前期高齢者交付金の交付見込額が、事業費納付金算定で見込んだ交付額を約43億円下回ることとなり、府国保特会に財源不足が生じることが判明した。

〔交付額の乖離要因〕

- 前期高齢者交付金の算出方法については、国において、前期高齢者給付費の動向をより精緻に交付金に反映させることを目的に、令和6年度に法改正が行われ、納付金算定における概算額と確定額の算出時に用いる前期高齢者給付費額を、単年度から3か年平均に見直すシステム改修が行われたところ。
- しかしながら、確定額の計算方法に改修漏れがあったことから、本算定時に算出した前期高齢者交付金額に誤りが生じたもの。

〔交付額への影響〕

- 下表の②のBの額がAの額を下回ったことで、⑦で見込んだ令和8年度の交付見込額に乖離が生じている。

項目	本算定結果（システム）（A）	シミュレーション結果（B）	差（B－A）
① 令和6年度 概算額	212,669,525,155円	212,669,525,155円	0円
② 令和6年度 確定額	206,623,185,797円	202,453,470,331円	▲ 4,169,715,466円
③ 令和6年度 精算額（①－②）	6,046,339,358円	10,216,054,824円	4,169,715,466円
④ 算定率	0.025889	0.025889	0
⑤ 令和6年度 調整金額（③×④）	156,533,679円	264,483,443円	107,949,764円
⑥ 令和8年度 概算額	195,613,035,292円	195,613,334,307円	299,015円
⑦ 令和8年度 交付見込額（⑥－③－⑤）	189,410,162,255円	185,132,796,040円	▲ 4,277,366,215円

(2) 今後の対応方針

- 本件については、都道府県及び管内市町村の財政状況等に基づき再算定の可否を判断するとともに、推計方法の相違により収納不足が生じる場合は、財政安定化基金の活用等を検討されたい旨、国の考え方が示されたところであり、このことを踏まえた大阪府としての対応方針は、以下のとおり。

【対応方針（案）】

- ・市町村における予算編成の対応が困難であること等を踏まえ、再算定は行わない（実施困難）。
- ・今後見込まれる収納不足への対応については、府国保特会における剰余金の活用により対応することを基本とする。
- ・具体的な対応としては、令和7年度の府国保特会の剰余金により対応することとなるが、令和8年度本算定における未活用の剰余金（約136億円）については、令和7年度の保険給付費の執行状況等により、今後、変動する可能性があること、また、令和8年度の保険給付費の執行状況等も踏まえて判断していく必要があることから、具体的な対応については、今後、財政運営検討WGを通じて判断していく。

(3) 積立額・取崩額への影響

- ◆ 令和7年8月27日開催の第106回財政運営検討WG【資料2-1】において、前期高齢者交付金の精算に備えた財政安定化基金（財政調整事業・前期高齢者交付金分）の積立額・取崩額の考え方については、令和6年度の法改正後における精算額の規模を適切に反映するため、令和8年度以降、見直すことを決定したところ。
- ◆ 見直し後の考え方に基づく積立額・取崩額については、システムを用いて算出しているため、今般のシステム改修漏れにより、令和8年1月16日開催の主管課長会議【資料8】においてお示した額にも影響が生じることが判明した。

〔令和8年度以降の積立額・留保額の考え方〕

- 前期高齢者交付金にかかる「①N-2年度の一人当たり精算額」と「②令和2年度以降の平均一人当たり精算額」を比較し、
 ①が②を下回る場合は、その差額に「③N-2年度の被保険者数」を乗じた額を府財政安定化基金（財政調整事業分）に積み立て、
 ①が②を上回る場合は、その差額に③を乗じた額を取り崩すことにより、N年度の算定で用いる前期高齢者交付金への影響を緩和する。
- このうち、「②令和2年度以降の平均一人当たり精算額」について、第106回財政WGにおいて、令和6年度の法改正後の計算方法により算出することを決定。

〔令和8年度の積立額・取崩額への影響〕

- シミュレーションを用いて算出した場合、令和8年度の積立額・取崩額の基準となる①・②は下表のAの値となるため、令和8年度の取崩額は約13億円に変動。

一人当たり精算額	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	②平均一人当たり精算額
	(平成30年度分の精算額)	(令和元年度分の精算額)	(令和2年度分の精算額)	(令和3年度分の精算額)	(令和4年度分の精算額)	(令和5年度分の精算額)	
A：見直後（シミュレーション）	－※1	－※1	5,853円	4,309円	7,279円	4,810円	5,563円
B：見直後（システム）	－※1	－※1	6,944円	1,007円	1,934円	147円	2,508円
C：見直前（システム）	5,286円	2,339円	8,063円	4,013円	2,236円	3,652円	4,265円

令和8年度の積立額・取崩額	①N-2年度の一人当たり精算額 (令和6年度分の精算額)	差額(②-①)	③N-2年度の被保険者数 ※2 (令和6年度の被保険者数)	④積立額・取崩額 ((②-①) × ③)	⑤N年度の推計被保険者数 (令和8年度の被保険者数)	⑥一人当たり積立額・取崩額 (④ ÷ ⑤)
A：見直後（シミュレーション）	6,379円	▲816円	1,601,435人	▲1,306,770,960円 (①>②のため取崩)	1,507,261人	▲867円
D：見直前（シミュレーション）		▲2,114円		▲3,385,433,590円 (①>②のため取崩)		▲2,246円
B：見直後（システム）		▲1,268円		▲2,030,619,580円 (①>②のため取崩)		▲1,347円
C：見直前（システム）	3,776円	489円		783,101,715円 (①<②のため積立)		520円

※1 平成30年度・令和元年度は、改正後の計算方法に用いる過去3か年平均の実績に、広域化以前の平成29年度以前の年度を含むため算出不可。
 ※2 社会保険診療報酬支払基金への報告値であり、年報値とは異なる。

(4) 積立額・取崩額に係る基準の一部見直し

- 再算定は行わないことから、令和8年度の取崩額（約20億円）への影響はなし。
- 一方で、前期高齢者交付金の交付額は、シミュレーションに基づき算定されることを踏まえ、令和9年度以降の積立額・取崩額の基準については、シミュレーションを用いて算出したAの値を用いることとする。